

## 騒音に係る環境基準・要請限度値

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条の規定に基づき「騒音に係る環境基準」が定められています。

「騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環境庁告示64号）」

基準値は、道路に面する地域とそれ以外の一般地域に分けて定められています。

さらに道路に面する地域は、幹線交通を担う道路に面する空間とその他の地域に分けられており、それぞれについて基準値が定められています。

### 【自動車騒音】

○道路に面する地域の騒音に係る環境基準および要請限度値は以下のとおりです。  
(単位：デシベル(dB))

騒音に係る環境基準（道路に面する地域）			
地域の区分		時間区分	
		昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域		60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域		65以下	60以下
幹線交通を担う道路に近接する空間		70以下	65以下

  

騒音に係る要請限度値			
区域の区分・車線数		時間区分	
		昼間	夜間
a区域、b区域	1車線	65	55
a区域	2車線以上	70	65
b区域	2車線以上	75	70
c区域	1車線以上		
幹線交通を担う道路に近接する区域		75	70

○時間区分は以下のとおりです。

昼間： 午前6時～午後10時      夜間： 午後10時～午前6時

○地域類型及び区域区分は以下のとおりです。

A地域及びa区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

B地域及びb区域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域

C地域及びc区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域（内陸部に限る）

○「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいいます。

高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道（4車線以上の区間に限る）、自動車専用道路

○「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離によりその範囲を特定します。

2車線以下の車線を有する場合 道路端より15m以内の範囲

2車線を超える車線を有する場合 道路端より20m以内の範囲

### 要請限度について

<自動車騒音の限度> 騒音規制法第17条第1項の規定により、この限度を超えて周辺的生活環境が著しくそなわれると認めるときは、市長は、都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとし、必要があると認めるときは、道路管理者又は関係行政機関の長に対して、自動車騒音の大きさの減少に資する事項等に関し、意見を述べることができます。